

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 馬場 林

1 日 時

平成27年1月28日（水） 午前10時00分から
午後 3時12分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

馬場林、堤栄三、志村学、御手洗吉生、井上伸史、原田孝司、深津栄一

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

土居昌弘、麻生栄作、守永信幸、尾島保彦

6 出席した執行部関係者の職・氏名

な し

7 出席した参考人

社会福祉法人大分県盲人協会 ほか障がい者関係5団体の関係者

8 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

9 会議の概要及び結果

- (1) 参考人として、障がい者関係6団体の関係者の出席要求を諮った。
- (2) 参考人から、障がい者への差別の解消に向けた条例制定等について、意見聴取を行った。

10 その他必要な事項

な し

11 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 武石誠一郎
政策調査課調査広報班 主査 三重野大

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成27年1月28日（水）10：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 参考人出席要求の件

3 参考人からの意見聴取

(1) 障がい者への差別の解消に向けた条例制定等について

①社会福祉法人大分県盲人協会	10：00～10：30
②公益社団法人分県手をつなぐ育成会	10：30～11：00
③一般社団法人分県身体障害者福祉協会	13：00～13：30
④公益社団法人分県精神保健福祉会	13：30～14：00
⑤大分県自閉症協会	14：00～14：30
⑥社会福祉法人大分県聴覚障害者協会	14：30～15：00

4 その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

馬場委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は、委員外議員として土居議員、守永議員、尾島議員が出席されています。麻生議員も後で来られると思います。

ここで、委員外議員の発言について、委員の皆さまにお諮りします。

委員外議員からの発言の申し出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められております。

本委員会の円滑な運営のため、委員から、特に、個別にご異議が出た場合を除き、発言を許すか否かについては、委員長に一任いただきたいと存じますが、よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、委員外議員の発言を許すか否かについては、私にご一任いただきます。

委員外議員の皆さまにお願いいたします。発言を希望する場合は、委員の質疑、討論終了後、挙手の上、私から指名を受けた後、要点を簡潔にご発言をお願いいたします。

なお、調査の進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、委員外議員の皆様には、あらかじめご了解をお願いいたします。

本日は、障がい者への差別の解消に向けた条例制定等について、本委員会に参考人をお呼びし意見聴取を行います。

それでは、委員の皆様にお諮りします。

名簿に記載しております16名を、本日の調査に係る参考人として出席を求め、意見を聴取することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

30分という予定で短いので、できるだけ簡潔に質疑をお願いいたします。

それでは、順次、入室をいただき、意見聴取を行います。

〔大分県盲人協会入室〕

馬場委員長 まず、私から挨拶を申し上げます。

福祉保健生活環境委員長の馬場と申します。大分県盲人協会の皆様には、大変お忙しい中、本委員会に出席いただきまして、お礼を申し上げます。

本日は、障がい者への差別の解消に向けた条例制定等に関し、ご意見等をお聞かせいただきたくご出席をお願いいたしました。

よろしくをお願いいたします。

それでは、委員、委員外議員の順に自己紹介をお願いいたします。

〔委員、委員外議員自己紹介〕

馬場委員長 次に、盲人協会様の自己紹介をお願いいたします。

〔大分県盲人協会自己紹介〕

馬場委員長 ありがとうございます。

ここで参考人の方に申し上げます。発言に際しては、挙手の上、私の指名後にお願いいたします。

それでは、現状、課題、意見などをお聞かせをお願いいたします。

衛藤大分県盲人協会会長 現状、課題とお願いということで、実は先般、12月に差別解消法に基づいた県民の大分県条例をつくるということで第1回の策定委員会が行われまして、私もその委員で出席をさせていただきました。

まず、冒頭から恐縮なんですけれども、大分県、遅きに失したというか、九州でご案内のとおり、熊本、長崎、鹿児島、沖縄と既に条例ができております。全国的には、千葉県が平成18年にできております。そういう中で、民間主導の県民条例をつくる動きはあったんですけれども、どうしてこんなにおくれたのかなど。これが1つ非常に疑問に思うことであります。

それから、条例というのは、釈迦に説法の話で恐縮ですが、理念条例には罰則はつかないわけですし、どこまで民間業者に対して踏み込んでいけるのかということが問題になると思います。

国のほうでは、障害者権利条約の批准国になりまして、いわゆる権利条約に基づいた合理的配慮というものが今盛んにうたわれておりますが、要は、都道府県、市町村、地方公共団体は、これは義務化ということになっておりますが、民間団体はどうするのか。民間団体は、あくまでも努力目標です。

私は、基本的には努力目標でいいと思います。よく言うんですけど、例えば、ある民間ホテルに点字ブロックをつけなさいといっても、1年に何回、視覚障がい者が利用するかわからないところに、利益を重視する民間業者が、補助金も全くないところで点字ブロックをつけるというのは非常に厳しいものがあります。だからといって、それを全部県や市町村に予算化するといっても、これまた莫大な費用がかかる。いわゆる合理的配慮を法に基づいて全てに適用しようとするとうる莫大な予算がかかるわけですね。それを僕らがどこまで求めていくかというのは、やっぱり話し合いの中で、僕らも譲れるところは譲って、だけど、ここら辺はあったほうがいいなという部分を、委員さん方にもご理解いただく中でやっていけばいいんじゃないかなというふうな考え方で今後も進めたいなというふうに思っております。

当協会の現状なんですけど、おかげさまで2年半前、平成24年に県当局と市のご協力によりまして、センターの建てかえが実現しました。古くなっていたセンターと図書館を合築いたしまして、音声つきのエレベーター、館内にも音声整備された、点字ブロックも整備された、非常にバリアフリーの行き届いた立派なセンターをおかげでつくっていただきました。この場をおかりして、心からお礼を申し上げたいと思います。

おかげさまで、職員20名、それから利用者、ボランティアを含めて、毎日五、六十名、職員を入れてですけど、需要が上がっておりますので、建物をつくって利用者がいないほど寂しいものはない。これだけ需要が上がると、つくった意味があるんじゃないかと。ぜひ委員さん方にも機会を見て視察に来ていただけるとありがたいなというふうに思っております。

ます。

さて、条例から若干離れるんですけど、やはり、私は盲人施策、点字図書館の委託費も2,400万円を県からいただいております。それから、生活訓練事業とか中途失明事業とか、そういったことも配慮いただいておりますので、特にこれについて予算とか、そういうことを今まで申し上げるといのは、全然ないこともないんですけど、今のところ多くのものを求めるものはないと思います。

ただ全体的に、今、視覚障がい者は点字ブロックじゃなくて、やっぱり音声の誘導化というのが世の中進んでいる状況の中で、例えば、大洲のセンター、エレベーターは音声がついていますが、館内は音声がないんですね。これは非常に全国的におくれている。大分市のホルトホールを見ればわかるように、全国の障がい者センターは音声化が進んでいる。だから、県がこの施設をどう考えているのか。恐らく建て直しはしないと。建て直しをしないのであれば、大改修をして、視覚障がい者にとっても便利な、館内を音声で誘導できるようなものと考えてほしい。

それから、県庁の庁舎もそう、出先機関もそう、そういうものはやっぱり、視覚障がい者が訪れたときに、少なくとも案内の方が座っておられるカウンターまでは行けるような案内を設置してほしい。ぜひ、私どもとしては、大分県全体で視覚障がい者を、点字ブロックだけじゃなくて、音声誘導化で安心・安全に誘導できるような、そういうものが担保できるような社会づくりができたらいいなと。ちょっと長くなって恐縮ですが、そのことを強くお願いしておきたいと思います。

以上です。

山村大分県盲人協会事務局長 私が盲人協会とかかわりを持ったのは去年の7月からなんですけど、そういった中で、ふだんから思っているのは、私が盲人協会に入る前に考えていた視覚障がい者の方のイメージと入ってからのイメージというのは、全然違う。やっぱり、外から見てるとわからない部分がある。これは私が視覚障がい者の方に接して、本当に理解できていたのは、外から見ていたときは1割か2割ぐらい。中に入って感じるというのは、深い意味で、視覚障がい者の方がこういうものを望んでいるんだというふうな部分が見えてくることがある。これは、一般の市民の方、県民の方も同じだと思います。そういった方も考えを少しでも深めていくための条例化が、そういった意味で役に立っていただければというふうな思いであります。

私のほうから以上でございます。

馬場委員長 本日、傍聴席に竹内議員もいらっしゃっております。

委員の皆様、質疑があればお願いします。

堤副委員長 今、会長のほうから合理的配慮の問題で、話し合いを進めていくと。なかなか強制力というのは確かに難しいとは思いますが、当然、理念条例ではありますけれども、民間としても、そういう合理的配慮というのは意識的にやっていくべきだというふうに思うんですが、今、機会を通じて話をしていくというお話がございましたけれども、そういう条例の場合、協会としてそこら辺のディスカッションというのは、どういう流れで考えているのかなというのを少しお聞かせ願えればと思います。

衛藤大分県盲人協会会長 難しいんですけど、私ども、今度2月に九州の大会がたまたまた大分で、去年は大分で全国大会もしたんですが、そこでも差別解消法とか、あるいは権利

条約に基づいた合理的配慮の問題が大きな議論になると思います。その九州でまとめたものを当然全国にも持っていくことになると思うんですが、さて、都道府県段階でどうするかということについては、きょう、こういう機会をつくっていただきましたので、これを契機にどういうふうにしていったらいいのかなど。私の頭の中でも完全に絵が描けているわけではございませんけれども、執行部のほうも委員会を立ち上げていますので、個別にいろんな問題を執行部のほうに聴取していただいて、それで条例にどういった形で反映できるか、当然できることとできないことは出てくると思いますので、それをまず細かく調査をしていただいて、その段階で議員の皆様にもご意見を伺うという、そういう作業が今後必要になってくるんじゃないかなど。だから、執行部がどこまで考えているかという、まだはっきり言えない部分があるんですけども、素案をつくる段階の前で十分聴取をして、素案に反映していただきたい。大体、素案ができたときには、ほぼそれが原案になる可能性が強いので、素案の前にぜひ意見聴取をしていただきたいなと思います。

以上です。

深津委員 基本的な部分でお尋ねしたいんですが、今、会長さんのほうからいろんな県に対する課題とか、社会的な問題とか、説明がありました。我々、一般市民、県民から見た場合に、よかれと思ったことが、障がいを持っている方については非常に高いハードルがあってということがたくさんあると思うんですが、そういう大きな課題を、我々がわからないことをしっかり项目的に、こういうところにこういう問題があるとか、課題があるとかという、具体的な改善策という声を上げる場というのが、障がい者としての立場でそういう場はあるんですかね。

衛藤大分県盲人協会会長 個別にあるといえ、身体は身体障害者福祉協会というのがありますので、そこを通じてということになるんでしょうけれども、障がい者ということでくくりにした場合には、今度は個別の視覚とか聴覚とか、いろんな障がいがあるわけで、それぞれが主張するということは極めて難しい、なかなかそういう場がないというのが現状だと思います。

せつかくの機会なので、質問がございましたので、ちょっと尾籠な話ですけども、例えば、今、多目的トイレというのがあります。みんなのトイレと言うんですけど、これですけど、多目的トイレって、ホルトホールにもあるし、僕らもよくあそこに連れていかれる——連れていかれるという言い方、利用することもあるし、トイレというと、あそこに連れていかれるんですけど、それは便利なことは間違いないですよ。中に入ると、音声もついているし、便座に触って云々という細かい音声流れますからね。だけど、よくよく考えてみると、きょうは視覚障がい者の立場で出ていますので、視覚障がい単独の場合は、小の場合は別に普通のトイレでもいいんです。かえって、尾籠な話になって恐縮ですが、多目的に行くと、小はなくて、要するに洋式のトイレですね、すると、僕らはあれに立ってするって、変な話、汚してしまいます。だから、かえってズボン脱いで座るんです。それだったら、僕らは普通のトイレに行ったほうがいいんです。だけど、今度は大をするときは多目的トイレのほうがいいというふうになるかもわかりません。いずれにしても、あの多目的トイレが一番便利なのは、やっぱり車椅子の方たちだと思います。車椅子の方たちには必要なものだと。

以前、エイトピアおおのですか、あそこに行ったときに多目的トイレに案内されて、い

や、僕は普通のところでいいんですと言ったんだけど、健常者が連れていってくれたので、トイレして出たら、車椅子の人が3名ぐらい待っていたんですよ。ああ、気の毒だったな、僕は普通のトイレでよかったのになと思って、そういうことがあるんですよ。だから、今、まさに委員が質問されたことは、こういう実態をぜひ知っておいていただきたい。多目的トイレをふやすことはいいことだと思うけど、僕が今言っているのは、あんな4畳半も6畳もあるような大きなのじゃなくて、車椅子がUターンできればいいんですから、小さいのをふやしてあげたほうがいいんじゃないかなという気がします。

以上です。

深津委員 大変ありがとうございます。我々、皆さんそうですが、健常者の方はハンデを持っている方々に対する不便さというのが、正直言って、見えない部分が多いと思いますね。当たり前であってはならないし、やっぱり困った人が本当に求めているもの、かゆいところに手が届くような、かゆさを解消できるような行政をやっていかなくてはいけない。これが、皆さん同じ行政の立場で、目的なんですけど、そういう声をしっかり我々も聞かないといけないし、そういう声を上げる場をぜひつくっていただいて、障がい者の協会等を通じて取りまとめていただいて、それぞれの地域で、今、会長さんがおっしゃったようなトイレの問題しかり、いろんな文化会館とか公民館とか、そういうところの公共施設の中でわからない部分はたくさんあるんじゃないかなというふうに私は思っています。それを取りまとめて、県として、そういうハンデのある方が本当に安心して生活できるような施設をつくるような、そういう機会をつくるべきじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがなものでしょうか。（「ぜひ、よろしくお願いします」と言う者あり）

原田委員 ぜひ、視覚障がいを持たれている方の就業、仕事の機会のことについて、今現状をお聞かせ願えたらなというふうに思います。

衛藤大分県盲人協会会長 視覚障がい者は、ご案内のとおり、99%がはり、きゅう、マッサージです。ただ、現状は2つ問題がありまして、1つは、はり、きゅう、マッサージが国家試験制度になってから、いわゆる重複の障がいの方たちを含めて、この試験に合格しない方たちが急増しております。盲学校卒業生でも半分ぐらいしか通らない現状になってきておりますので、このことをどうするかという問題と、ご案内のとおり、いわゆる僕らから言わせると、無資格、無免許のリラクゼーションとかリフレッシュ工房というような形で、そういうのがふえておりまして、これを取り締まる手だてではあるような気がするんですけど、行政に言わせると、ないということで、野放し状態で、結果的にそこにお客さんを奪われているというふうな現状がありますので、非常に就労が年々厳しくなっている。

そこで、私どもの協会では、2年前、建物を建てていただきましたので、そこで今、就労支援B型という、マッサージも含めてやるんですけど、軽作業、マッサージができない方については封筒詰めとかシール張りとか、そういう軽作業をして少しでもお金になっている。ただ、現実としては、それでお金を払っても、なかなか生活の糧になるほどの工賃は払えない。基礎年金をもらって、それに小遣い程度のプラスになるかなというふうに。マッサージができる方、上手な方は、ある程度、生活が十分できるぐらいの工賃というか給料はもらえるんですけども、できない方たちについての就労の問題が大変大きな課題になっていると思います。だから、その2点、通らない、マッサージをできない人と、そ

れからその無免許者が多いので、お客さんがそちらのほうに流れていくという現象を含めて、視覚障がい者の就労の実態というのは、非常に厳しいというのが現状です。

志村委員 大分県では公文書の点字化、これが平成12年4月から九州で初めて取り入れたというふうに、我々県議会でも提案したところでありますけれども、現状、どうでございますか。それと、県だけでなく市町村はどうなっておるか、その辺をお聞かせください。

衛藤大分県盲人協会会長 覚えがございます。県議会でも取り上げていただきました。進んでいることは間違いないと。平成23年には、点字による県職員の受験も認められました。事例は出ていないと思いますけど、事例が出る云々の前に、そういう制度ができていのかどうかが大変なことなので、進んでいることは間違いありません。昔、みんなの県政という、今、県民だよりかな、何か変わっています。それから、県議会の議員さん方の年に4回の議会の報告も点字化されておりますし、そういうことは進んできておると思います。

そのときにも問題になったんですが、なかなか事例も少ないということで、要は手続ですね。例えば、県営住宅の申し込みとか、それから自動車関係、要するに県民税の納付とか、市町村を通じて納める部分はいいんですけど、不動産取得税なんか、県に納付しますよね。そういう納付書の点字化とかいうことができればいいなと。ただ、現実にはできても、利用するんだったら、もうあっさり健常者にそこは銀行に行ってもらうからいいじゃないかと言ってしまえば、そのとおりなんですけれども、先ほども言ったように、制度として点字でもいいよという体制ができてくると、僕らとしては非常にありがたいというのが、正直な気持ちです。

だから、前向きに進んでいることは間違いございません。ただ、もう1歩も2歩も、今後ぜひ進めていってほしいなということでありますので、よろしく願います。

土居委員外議員 先ほどの原田委員の就労に関しての質問に、もうちょっと詳しく教えていただきたいんですけど、マッサージとか、はりの免許がだんだん取れないということがあります。これは盲学校での教育を変えるべきなのか、どこが半分しか取れない要因になっているのか、ちょっと具体的に教えていただけませんか。

衛藤大分県盲人協会会長 主たる原因は、結局、重複の障がい者、視覚障がいプラス知的であったり精神であったりという障がい者が、要するに重度化ですね。僕らの時代から見ると。都道府県が管理している時代は、技術がよければ合格していたんです。それが、今の制度になって、もう学科だけで実技はないんです。だから、その学科というのがかなり難しい試験なんです。これがだめだったら、もうだめだよということになってしまう。

だから、僕が今お願いしているのは、いわゆる指導者がついている状況では無免許の治療も、はりはだめだけど、マッサージは認めようと。必ず最後の仕上げは先生がやって、免許を持たない助手の方は下もみをするとか、そういう制度があってもいいんじゃないかと思うんですが、これを認めてくれないんですよ、なかなか。無免許だということで一切だめ。これを認めると、かなり障がい者の就労の状況は進むんじゃないかなと思うんですけども、試験に通らない人は全部アウトという世界では、なかなか重複の障がい者が生きていく手だてというのは難しいなというのが現状です。

守永委員外議員 点字ブロックだとか、いわゆるそういった施設について、目の見えない方がチェックをされている現場を見たことがあるんですけども、あれは協会のほうでされているんでしょうかということと、そのチェックして問題になる箇所については、施設

管理者とか、そういうところに直接お話をするというふうな形でされているのか、どこかを通じて改善されているのか、その辺の今の現状を教えてください。

衛藤大分県盲人協会会長 言われるとおり、今調査しているのは団体でやっております。主に大分市視覚障害者協会、ここも私が会長をやらせていただいております。ご案内のとおり、例えば、信号機の問題だったら公安委員会、点字ブロックも道路によって市管理だったり、県土木の管理だったり、国道だったりして、それぞれ違うわけです。これを市の障害福祉課にまとめて出して、障害福祉課でそれぞれ所管ごとに仕分けをしていただいて、警察の分、土木の分、道路管理の分というふうに分けていただいて、要望等を出しております。

結果としては、やはり皆さん一生懸命やっていただいて、大分は非常に点字ブロック、それから横断歩道の点字ブロック、エスコートゾーン、音響信号、非常に進んでおりまして、昨年の全国大会のときも、全国から訪れた人が大分は非常にバリアフリーが進んでおると、もしかしたら全国一じゃないかというぐらい、皆さんから非常に喜ばれました。

そういうことで、点字ブロックについては、本当によく整備ができていけるなという印象を持っておりますので、こんな状況で、ぜひ今後も努力していただければありがたいなと思っております。

馬場委員長 本日は大変ありがとうございました。県条例も少し九州各県ではおこなっている状況はありますが、委員会としても皆様の意見をたくさん伺いながら、条例制定にかかわっていきたいというふうに思っております。

本日は大変ありがとうございました。

〔大分県盲人協会退室、大分県手をつなぐ育成会入室〕

馬場委員長 まず、私のほうからご挨拶をさせていただきます。

福祉保健生活環境委員長の馬場と申します。よろしくお願ひいたします。

大分県手をつなぐ育成会の皆様には、本日は大変お忙しい中、本委員会に出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、障がい者への差別の解消に向けた条例制定等に関し、ご意見をお聞かせいただきたくご出席をお願いした次第でございます。

よろしくお願ひいたします。

それでは、委員、委員外議員の順に自己紹介をさせていただきます。

〔委員、委員外議員自己紹介〕

馬場委員長 傍聴席に、竹内議員がいらっしゃっています。

次に、手をつなぐ育成会の皆様の自己紹介をお願いいたします。

〔大分県手をつなぐ育成会自己紹介〕

馬場委員長 ありがとうございます。

ここで参考人の方に申し上げます。発言に際しては、挙手の上、私の指名後にお願いいたします。

それでは、現状、課題、意見などをお聞かせをお願いいたします。

松下大分県手をつなぐ育成会副会長 まず1点、行政、あるいは警察部局に対する障がい

特性等の理解ということでお話をさせていただきたいというふうに思います。

2007年9月に、佐賀県で知的障がいのある方が作業所から帰る途中、自転車で走行中に、重たい荷物があつたりしたんだらうというふうに言われておりますけれども、ふらついたということで、パトカーから引きとめられて、警察に言わせると、抵抗したということで保護をしたという名目なんですけれども、結果的に亡くなったという事件が起きました。目撃者の証言とかいろいろ聞きますと、警官5名で取り押さえたそうです。同時に、パトカーが四、五台、全部で三、四十名の警官が取り囲んだというふうな事案で、多分覚醒剤のそういう何か別の案件があったということです。それが1つあったのかなというふうに言われておりますけれども、そういう事件があつて、亡くなったということに対して親御さんたちが佐賀地裁に訴訟を起こしました。警察官に対する民事裁判を起こしたんですけれども、それについては、1審では無罪になりまして、今、福岡高裁に提訴しています。

Kさんという方なんですけど、非常におとなしい方なんですけれども、やっぱり急に呼びとめられたというふうなことでパニックに陥ったんじゃないかと。警察に言わせると、抵抗したということなんですけれども、わけわからずにそういう行為があつたのかもしれないが、先ほど言ったように、5人の警察官によって取り押さえられたと。ある目撃情報によると、殴っていたというような証言もあるんですけれども、それは認められませんでした。

1つの背景として、パニックを起こすとかいうような状況があつて、急に警察官に呼びとめられると、そういうパニックに陥って、柔軟に対応できずに誤解をされて、容疑者とか、そういう犯罪行為を起こしたんじゃないかというふうに捉えられたということが1つ背景としてあつたんじゃないかなというところで、障がい者の特性といった部分、これは知的だけではなくて精神も含めた障がい特性といった部分を警察官なりが一定程度理解しておれば、その対応の仕方も違つたんじゃないかということを経験の中でも訴えておるんですけど、なかなかそこが司法サイドも十分に酌み取れていないというような事例がありまして、やっぱり行政、あるいは警察部局を含めて、障がい者の特性、特に行動とか、そういったものについて一定の理解をしていただけるような機会、そういった研修の場というのを条例の中でも盛り込んでいただくと、特に行政というのは、いろんな部門で、警察部局を含めてかわり強いわけですから、そういった点についてはぜひお願いしたいなというふうに思っております。

それともう1点、グループホームを建てようということで、市内各地で用地確保に行つてかなりお話をいたしました。ただ、残念ながら、知的障がい者のそういうグループホームだつたということで、話に行つたときに、何か起こすんじゃないかというような誤解や偏見に基づいた部分で断られたというケースがかなりありまして、かなりあちこちお話をしたんですけれども、残念ながら、そういうことで断られたというような実態がございます。

幸いにして、1カ所理解をいただいたところに建設の予定ということにはなっております。そこで、申し上げたいのは、やっぱりこれは広く県民全般、皆さんに対して、さっき言ったように、知的障がいだけでなく、そういう方たちに対する理解をしていただくような啓発とか、そういったものをこの条例の中でも大きな部分として、ぜひ取り上げていただ

きたいというふうに思っています。

県のほうも、人権尊重社会づくりの推進条例というものがございいますが、これは理念条例でありますので、今回、策定しようとしている条例については、もうちょっと具体的な部分の中で、今、特徴的に2点申し上げました部分をぜひ取り上げていただければと思っております。これは、知的障がい者だけではない、障がい全般にわたってのお話になるのかというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただければと思います。よろしくお願ひします。

齊藤大分県手をつなぐ育成会会長 私も小さな施設を運営させていただいているんですけど、うちの施設は生活介護ということで、生活介護一本というのは、大分県ではうちの施設だけなんですけど、自動車税ですかね、県税がほかの施設は全部免除ということになっていきますけど、うちの施設だけが、どうしても生活介護だから自動車税は徴収ということにされているものですから、同じく障がいを持ちながら、同じようなことをやりながら、うちの施設だけ何でだろうということをつつも思っているんですけど、もう3年ぐらひは言っていると思います。

知的障がいというのは、ちょっと見た目では非常にわかりづらくて、いろいろなことがあるものですから、副会長が言いましたように、施設をつくるときには非常に反対が多いと。飛び出てきて、何か悪いことをするんじゃないかとかいうような目で見られるというのが今の知的障がい者の施設であり、あるいはまた、障がい者かなということ、昔ほどではないんですけど、まだまだ知的障がいについては見られているかなという気がします。

中村大分県手をつなぐ育成会事務局長 会長、副会長とダブることがあるかもしれませんが、知的障がい者に関して言えば、皆さんご存じのとおり、知的障がい者の入所施設はよくもこんなところを探したというふうな僻地、そして、私は、今事務局長をやって、各支援学校をめぐらせていただいているんですけど、支援学校についても、町なかじゃない。それこそタクシーか何かで行かないといけないようなところに県立の支援学校ができています。それと、先ほど副会長も言いましたように、グループホームとか、国が福祉施策として打ち出している件についても、なかなか地域住民さんの同意が得られないということが多々ありますので、こういうふうには差別解消法というのも大事でしょうけど、差別があるからこういう法律ができるんでしょうけど、その前に、差別を生まないような日ごろの啓発等が必要じゃないかと思うんです。

ですから、どこかに以前、バリアフリー、ユニバーサルデザインとか言われていましたけれども、その言葉も1つありませんし、やはりみんなの心のどこかに、あくまでと言ってはなんですけど、とげみたいに障がい者に対する差別があるから、こういうことがあるんじゃないかと思っておりますので、そういう条例の制定も必要だと思いますけれども、それ以前に、行政、民間手を挙げて、差別を生まないような啓蒙啓発をお願いできればと思います。

馬場委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入りたいと思いますが、委員の方からまずお願いします。

御手洗委員 今の話の中で、施設、グループホームの設置基準の中に地元の同意というのが入っているんですかね。そうすると、やはり書類の中にそれがないと許可せんとかいう形になるのかなというふうには思うんですけども、認知症のグループホームの場合には、

やはり地元の同意までいかない了解とかいうのがあられるんですけども、行政として、そのところは解消すべきことだろうというふうに思うんですけども、設置基準の中にはあられるんですかね。

松下大分県手をつなぐ育成会副会長 明確に設置基準というのはございませんが、ただ、市のほうとして、大分市だけじゃないと思いますけれども、グループホームなりを建設するときには10人ぐらいとってくれという、いわば行政指導に近い、つくった後に周囲とのトラブルがないようにということだろうと思うんですけども、そういった同意をとってくれということ指導されているということですね。明確な設置基準ということではございません。

中村大分県手をつなぐ育成会事務局長 今の質問に関連ですけど、以前、施設整備するときには、国のほうも必ず周辺地区説明会をしましたか、そして、関連地域の自治委員さんの承諾書を添付してくださいという、補助金の協議のときに、明確には書いていないんですけど、そういう様式じゃないと国としては協議を受け付けないよというのがありましたので、それは現在でも流れとして残っているんじゃないかと思います。

原田委員 作業所の運営について、県への要望があったらぜひお聞かせ願いたいなというふうに思います。

とりわけ、もう1つは、今、県ではB型からA型への移行を推奨していますが、お話を聞くと、A型でも4時間とか、それから考えたら、ちょっとあんまり現実的でないんじゃないかなという思いを持っているんですけど、その要望があったらぜひお聞かせください。

齊藤大分県手をつなぐ育成会会長 B型からA型にということで県のほうは推奨されておられるんですけど、A型になっても、仕事はむしろある程度せかされてきますので、時間的に詰めて短縮するとか、こういうふうな形じゃないとなかなか賃金が出せないような状況かなというのがあります。

原田委員 運営について、B型も含めて、県への要望というのがあったらぜひお聞かせいただきたいと思います。

齊藤大分県手をつなぐ育成会会長 B型でもなかなか給料が、余計もらえないというふうに、1カ月に1,500円とか2千円とかいうふうな環境の中で、就労も非常に大切なんでしょうけど、うちの施設の話をしてみると、うちのほうは生活介護だから、就労というのは非常に難しいんです。だから、うちの施設だけ、なぜ就労ができないのかというお話も時々聞くんですけど、やっぱり、どうしても就労できない障がい者の方もおられるということでやっているんですけど、私がこう思うのは、就労就労に走っても、本当に障がいを持っていて、無理がなくB型という形に持って行って、これが就労だというふうな形がいいのか、悪いのかということなんです。

子供のことは親がよくわかるわけです。この子は就労に向いているのか、向いていないのか。今のB型からA型に移さなきゃいかんというような指導が重く施設側にかかっているのかなという、全国1位とか、全国2位とか、いろいろな形が非常に施設側にも残っているのかなと思います。

井上委員 逆に、そういった雇用の中で、利用したいんだけど、どこに持って行っていいかわからんというようなことで、そういうことがあるんですね。こういう仕事が本当にできるのかなと。ですから、そういった情報の交換が、逆に今度、私たちには、頼みたいけ

れども、どの施設で、どういうふうな形で頼んでいいかというのは、どうもなかなか判断に苦しむところもあるし、そういった情報をわかるようにしていただければ、また、雇用の関係についても情報はとりながら、そういった意味でまたふえるんじゃないかなど。でもどうも情報が偏るんじゃないかなろうかという気がするんです。その辺のところはどうですか。

齊藤大分県手をつなぐ育成会会長 知的障がい者というのは、覚えるのに大変時間がかかるんですよね。単純な流れでも1つ覚えるのに時間がかかるもんですから、そのスパンを長く見ていただければ、1回覚えれば、次回同じことはきれいにできるんですよ。それまでの時間がある程度かかるもんですから、そのところはうまく事業者と合うのかなということがあります。

相談あたりは、うちの育成会とか、そういうところにしていただければ、施設とのつながりもありますので、何とでもできるのかなということは思ってます。

堤副委員長 先ほどの事件とのかかわりで、障がい者の特性を本当に理解しておれば、こういう事件はなかったんじゃないかというお話がございました。県条例の中に、こういう特性を研修する機会を仮に設置した場合、そうした場合、県として具体的にどういう方向でそういう研修というのをやっていけばベストかなという、何か思いがあれば少し教えてください。

松下大分県手をつなぐ育成会副会長 まず、2例を挙げましたけど、1つは、県民全体で障がい者に対するいろんな特性とか、そういったものについて理解をしていただきたいということが1つ、全般的にはございます。

それと、先ほど申しましたが、特に行政を執行する立場にある県職員、あるいは警察部局の方、それから学校関係を含めて、そういう方については公務員という特性の中で、とりわけ、そういう研修の場といったものをまず率先してやっていただくと、また、そこが広がっていくのかなというふうに思いますので、広く全般の、繰り返しになりますけど、県民全体への啓蒙啓発、それと、それに率先する形での行政関係職員に対する研修、教育の場、そういったものを特に強調していただくと広がっていくのかなというふうには思います。

馬場委員長 委員の方、ほかにございませんか

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 委員外議員の方、ございましたら。

尾島委員外議員 先ほど就労の話が出ましたけど、特に知的の方になると、なかなか仕事を見つけて就労しても、就労先の施設の方が、健常者だったら仕事だけ覚えればいいんですけど、やはり日常生活の支援であるとか、あるいはまた、金銭的な支援、場合によっては親御さんといいますか、保護者に対する支援、さまざまなことを施設のほうはある程度引き取って、非常に負荷のかかることが多いと思うんですね。その辺の理解がまだ足りていないと思いますので、そういった施設側の困り事というか、悩みをどんどん発信していくべきだと思うんですけど、その辺は皆さんにPRされているんでしょうか。単なる雇用だけで皆さん考えますけど、その裏には実は非常に大変な問題があるというふうに私どもは理解していますので、いかがでしょうか。

齊藤大分県手をつなぐ育成会会長 今、きょうみたいに差別とか権利とかいうような問題

があつて、非常に施設の職員も萎縮してしまっているわけですね。だから、親としてしつけの分が第三者から見ると虐待とか差別とか、そういうふうに捉えられる点が多々あるものですから、だから、施設の職員もいろんな生活のことから、就労とか、仕事とか、そういうのから全部指導しながらというのが支援になるということでやっていますけど、こういうような形で、非常に職員が気を使いながら、障がい者の方、利用者の方々に接していると言われていました。施設の職員もかわいそうだなというところがあります。

土居委員外議員 先ほど警察とか公共施設の職員の研修の場を設けるべきだというご意見をいただきました。アンケートには、医療機関での差別もかなりあるということが書いてあるんですけども、具体的に何かそういう差別、医者に行って差別を受けたということがございましたら、何かお示しいただければなど。

齊藤大分県手をつなぐ育成会会長 障がい者の歯科、これが非常に少なくて、今、大分にある大分療育センターあたりに行くと、4カ月待ちと。そういうふうな状況があつて、市内の歯医者先生も研修を受けたり、いろいろしているみたいですけど、いよいよ自分となかなか受け入れない。だから、こういう面が少し改善されると……（「歯科診療ですね」と言う者あり）はい。

馬場委員長 ほかに、ご質疑もございませんので、大分県手をつなぐ育成会の皆様には、大変お忙しい中ありがとうございます。皆さま方のいろんな実態や課題等含めて、これからまた、委員会でも論議をしてみたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

〔大分県手をつなぐ育成会参考人退室〕

馬場委員長 ここで休憩いたします。

再開は、午後1時からといたしますのでよろしくお願いいたします。

午前 11時00分休憩

午後 1時00分再開

〔大分県身体障害者福祉協会入室〕

馬場委員長 こんにちは。それでは福祉保健生活環境委員会を再開します。まず私のほうからご挨拶申し上げます。

福祉保健生活環境委員長の馬場と申します。よろしくお願いいたします。

本日は大分県身体障害者福祉協会の皆様には大変お忙しい中、本委員会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は障がい者への差別の解消に向けた条例制定等に関しご意見をお聞かせいただきたくご出席をお願いいたしました。よろしくお願いいたします。

それでは委員、委員外議員の順に自己紹介をさせていただきます。

〔委員、委員外議員自己紹介〕

馬場委員長 なお、井上委員が本日は都合により欠席しておりますので申し述べておきます。

次に、身体障害者福祉協会様の自己紹介をお願いいたします。

〔大分県身体障害者福祉協会自己紹介〕

馬場委員長 ありがとうございます。

ここで参考人の方に申し上げます、発言に際しては挙手の上、私の指名後にお願いいたします。それでは、現状、課題、意見などをお聞かせをお願いいたします。

平川大分県身体障害者福祉協会事務局長 身体障害者福祉協会の現状を言いますと、今、障がい者——3障がいと言うんですが、身体障がい者、それから育成会、それから精神障がいの3障がいを含めまして、大体県下で今のところ8万、9万人ぐらいになっております。そのうち身体障がい者が県下で6万5千人です。

その主な内訳を言いますと、この中には盲人協会に属している視覚障がい者が約4,200人、それから聴覚障がい者が6千人、これは県下の話です。それから言語障がいとかそういう方が約600人、それから肢体不自由が3万6千人と。心臓とかそういう内部障がいの方が1万8千人ぐらいおまして、全体で今6万5千人ということになっております。

そのうち当協会に属する会員は県下全体で、18市町村で約7千人が私どもの会員になっております。比率からいけば、うちの協会の会員は約1割ぐらいですね、6万5千人のうち7千人ですから。というのは高齢化がちょっと進んで困っているところですが、その大きな理由は個人情報保護法の関係で、各市町村に私どもの協会があるんですが、身障手帳を渡すときに、これまで私どもに手帳を渡した各市町村の方から名前とか住所、電話番号を書いた名簿をもらっていて、そして、私なんか勧誘をしていて、若い人がどんどん入ってきたんですけど、今、個人情報保護法ができてからは、その辺の住所とか名前、電話番号とかいうのは知らされなくなって、若い会員の方が入ることがごくわずかになったと。それで、高齢化が進んで、ちょっと役員の後継者もなかなか大変だなというところまでできております。

そして、今回の県条例の制定の話だと思いますが、私ども協会は九州で会長会議と事務局長会議というのが年に2回あって、そこでも話し合ってますけど、ご存じのように、熊本、長崎、鹿児島、沖縄というところは県条例が制定されております。一応いろいろ事情を聞いて、話を伺うんですが、どこもつくってはいるんですけど、県民の方の周知が行き届かないとか、こういうことを言っているかわかりませんが、条例に対して罰則規定がどこにもないと。多分全国でも罰則規定はないんじゃないかと思う。指導とか勧告とか、そういう形でいろいろお話を聞くんですが、その中で、私どもが大きく言いたいのは、県民の方に身体障がい者がこういうことで困っているんですよというのをわかっていたらいいと。例えば、車椅子で公共施設に入るときに、廊下が狭くて、段があったりして車椅子が入れないとか、手すりがないとか、特に病院なんかはちょっと困るので、そういうところとか、公共交通でバス停に段があって、なかなかバスの停留所まで行けないとか、それとか車椅子に乗っている方はバスに乗れないんですね。だから、リフトつきバスがあるんですけど、それももう亀の井バスがローカル線に二、三あるという話は伺っていますけど、そういうもろもろの、いろいろ言いたいことは幾らでもありますけど、そういうのを考慮していただければと思っております。

戸高大分県身体障害者福祉協会会長 私どもも人ごとじゃないもんですから、健常者の皆様方がほとんど気がつかないような、今言ったような病院の入り口の階段とか、あれも古い病院などになりますと全く階段で、今の新しくできた病院などはスロープになっていて、

車椅子が何とか人の手が届くところまで行けるようになっております。しかし、これから新しく施設をつくっていただけたところは障害福祉課のほうにもお願いして、そういうふうなスロープで上られるようなところを必ずつくっていただきたいというふうな小さなお願いですけれども、しておるところですが、健常者の方々は余り気がつかないことが多いので。

それと、私たちの仲間には聾啞もおりますし、盲人もおります。そういう人たちのために、盲人の白杖で道路を歩くことが私たちは10メートルも行くことができませんけれども、あの人たちは行政に用事があるときも、バスからおりて、そういうものをたどりながら行かなければなりませんので、そういうふうな小さなというか、交通網の整備を十分をお願いをいたしたいというふうに思っております。

佐藤大分県身体障害者福祉協会副会長 私は竹田の会長もしておりますが、会員をふやすということができないのがこれが1番問題。個人情報保護法で縛られておって、後から入ってくる人は全然わからない。先に入っておる人は、私たちは前の名簿を持っておるんです。ところが、後から入ってくる人の名簿が絶対ないということで、それで、後から入ってくる人が見えると会員もふえるんじゃないかなというような感じはしておりますけど、そういう人は見えないので、個人情報保護法が堰をしているのではないかなというような感じがいたします。これは九州大会、全国大会あたりに行ってみましたが、どこの人もそういうふうな考えを持っております。

以上でございます。

馬場委員長 ありがとうございます。これより質疑に入りたいと思います。委員の方でご質疑ございましたら。

深津委員 ありがとうございます。今お話を聞いておると、いろんな角度からいろんな課題があるなというふうに感じたんですが、ちょっとわからないのは、先ほど説明の中で6万5千人の方々が今いらっしゃる。その中のうちに7千人が会員として登録されている。今、副会長さんがおっしゃったように、個人情報の関係でなかなかふえないという理由のようでもありますけれども、会員に7千人の方が入っておって、それがふえない理由に、ほかに、例えば、協会に入っても、なかなか特典というのか、見えないというのか、会員になっても意味がないというのか、そういうメリットが見えないからという、そういう会員の方がおられて、協会に入ったり会員になる意識が低いんじゃないかなというような心配もまず1つあります。同時に、先ほど説明の中にありましたように、会員数がふえない理由に、私たちから見たら、昔、戦争で足を失った、目を失った、いろんな方がいらっしゃったんですね。ああいう方々はこの中に入っておられるんですか。その2点について。傷痍軍人というんですか、その方々は。

平川大分県身体障害者福祉協会事務局長 傷痍軍人の方は昔は多くて、ほとんど入っていたんですが、もう皆さん亡くなったりとか少なくなって、今はもうほとんど傷痍軍人の方は見かけないような形になっております。ほとんどの方は、いれば会員になっております。

それと、最初に出た話ですけど、若い人が会員になったところで特典が、何もメリットがないんじゃないかという話がありましたけど、それはもうそのとおりです。ただ、メリットがないことはないんです。市町村によって、例えば、別府なんかだったら温泉に入る

のが半額になるとか、特典が市町村によって違うんですが、いろいろあるんです。私どもの協会に入れば国の動きとか、県のこういう条例の動きとか情報が全部入ってくるんですけど、入っていないと全然わからないということになりますので。私どもが言いたいのは、会員になって、全国組織で日本身体障害者団体連合会というのがあるんです。そこが各県を束ねてあるんですけど、そこからいつも国の状況とか新聞が流れてきます。それを全部市町村に流します。そういった情報の動きとかいうのも入ってくるわけですね。

それともう1つは、文化祭、それからスポーツ関係——ゲートボールとかグラウンドゴルフを私どもで年に何回か行っております。身体障がい者の方になると、重度の方なんかは特になかなか出て歩く機会がないもんですから、そういうのを皆喜んで参加して、交流を深めるということにもなって、メリットがいろいろあると思うんですけど、なかなかそれを知らせるのが——今まで市町村の担当者がしていたんですけど、もう余りそこまで担当者も、今、要請はしていますが、仕事が忙しくて、なかなか話をできないということで、そういう広報の面でおくれている面があるんじゃないかと思っております。

深津委員 時間も限られていますので、ごく簡単に、お願いも含めて、我々も改めて。それと、先ほど冒頭に、私、名前も言わないで済ませません、佐伯の深津といいます。

ちなみに今ご答弁いただいて、私も先ほど言いましたように、宣伝不足だな、もしくは知らない人が多いなという思いがある。と申しますのは、私ごとですけど、私の父親も傷痍軍人で、障がい者、両足がありませんでした。そういう立場であり、今だから個人情報とかいろいろあるようですが、昔はまだ差別が激しかったんですね。足がないとか目が見えない、手がないといえ、何か嫌われ役みたいなのところがあったんですね。今はある意味では、世の中が非常に平等というんですか、障がいを持っている方も、そういう方も同じ、健常者も一緒ですよという、大きなPRによって意識も改革できている。そういう役割がPRというか、行政の役割だというふうに思うんですね。これからも、我々もそうですけど、行政のほうにしっかり、ハンデのある方と健常者が同じような生活で同じような待遇が受けられるような社会づくりをしていかないといけない。そのためにも多くの会員に入っていて、そして、そういう協会をうまく活用しながら安心・安全な社会をつくっていく、そういう役割を協会のほうも積極的にぜひ会員の方、もしくは一般の方にPRしていただいて、メリットあるないはそれからの話であって、やっていただきたいなというふうに思っております。

もし会長さん、何かありましたら。

戸高大分県身体障害者福祉協会会長 私どものPRも足りないんでしょうけれども、各市町村の窓口の障害者手帳を交付する所には入会申込書とか規約を置いて、担当者から渡して、こういうことがありますということは伝えていただいておりますけれども、後からメリットを求めるんじゃなくて、先にメリットを求めて、なかなか思うようにはまいません。知り合いがおる中で、「ああ、あの人も入っているなら」というようなことで、人間関係からでない、開拓というか、増員というものが非常にできにくいんです。年々高齢化してきまして、入院したり亡くなったりしながら、減る分は減るけれども、ふえないというような状況がずっと続いておるところです。

ですから、できるだけ何か、障害者協会に入っておれば、中に相談員というのがあるんです。障害者相談員というのが障がい者500人に1人ぐらいの割合で、県内140人ぐ

らいの人がおるんです。この人たちも毎年九州の各県持ち回りで、1泊研修を続けておるところなんです、それもなかなかしてくれる人というか、積極的な人材が見つかりにくいんです。何とかその人たちに、以前は県の手当をいただいていたんです。けど、今はもう市町村長の権限になりまして、だいぶ手当も安くなっておると思います。そういうふうなことで、いろんなことでメリットがだんだん減ってきているのに、その上にそういうものもなくなるというようなことになってきているんじゃないかなと、私はそう思っております。

堤副委員長 先ほど条例をつくってもなかなか周知ができないと。これはどんな条例でも本当にそういう状況というのはあるんですよ。条例はつくったけれども、なかなか県民の方々に周知できないと。当然我々自身としても、議会の中でこういう条例があつて、これに同意しているということは当然周知していかないかんし、また、県としても、機会あるたびにそういう条例というのは周知していかないかんと思うんですけれども、協会としてどういうふうな形で周知をしていけば広がっていくのかなというような思いがあれば、ちょっと聞かせていただきたいんですけれども。

戸高大分県身体障害者福祉協会会長 障害者相談員の研修会というのが、このメンバーは各地域の中でも積極的な人がそろっているわけでございます。その研修会にそういうものをお話をしていただく方を派遣していただければ、どんどん周知していくんじゃないかなと思うんですが、私も相談員をしておりますけれども、一々、あなたは障がいがありますか、ないですかなんていうことは聞きませんで、税金の話であつたり、障害補償なんかの補償制度になったり、いろんな相談、補償がどういうものがあるかというようなことはお話をしてあげるんですけれども、本当にその人が障がいがある人だったのか、なかったのかというようなことがままあります。もともと商工会議所の経営指導員をしておりますので、市内で商売している人たちはみんな知っておりますので、その関係から、どこで何を聞かれるかわかりませんが、大概知っていることは対応しながらやっておるんで、いつどこで誰が何を言ったかということは一々覚えこなさんことが多いです。でも、常に県の相談窓口の一覧表を社会福祉協議会がつくってくれているのがあるんです。それを常に自分でかばんに持っていて、あなたの話はここでしなさいと、電話番号が書いてありますからと。そして、常に持って歩いとるんです。そうしないと、全部が頭に入るわけがないもんですから。そういうふうなことで、できれば我々が幾らかでも役に立てばというつもりでおるわけですが。

馬場委員長 ほかにございませんか。委員外議員の方でございましたら。

尾島委員外議員 宇佐の尾島といいます。先ほどの話で、交通とか移動にかかわって身体の方は随分苦労されていると思います。特にユニバーサル化ということで、駅のエスカレーターとか、それからバスのノンステップ化、こういった公共交通の整備はもちろんなんです、今、過疎、少子高齢化で地域が非常に人口も減って困っていますよね。障がい者の方も随分高齢化もしておりますし、こういった公共交通を整備するということも大事ですけれど、やはり地域の方は、社会が交通や移動を支えるような仕組みづくり、そういったことがぜひ必要ではないかと思うんです。例えば、宇佐市ですと、今、社協が移動支援ということで「かけはし号」というのを2台運行しているんですね。こういう制度を皆さん方やっぱり社会全体の中で制度化するような希望というのはないですかね。社会がとにか

く障がい者の交通や移動を支えてもらうというような。条例の中にはそういうところまで踏み込んでいないんですよね。その辺、もし要望等があれば。

戸高大分県身体障害者福祉協会会長 やはり障がいを持っている人たちは非常におとなしいというか、一步引いたようなところがありまして、きのうも市議会議員の方をお願いしたんですが、役所に行くには交通の手段を使わなきゃなりませんので、例えば、駅から役所まで敷石を―道路に敷いてあるグリ石がありますね。あれをずっと真っすぐ1番最短距離でつなげるようなものをつくって欲しいというお願いをしたところなんです。例えば、鉄道の駅から役所まで直線で行ったら200メートルぐらいだけれども、道路幅がないので、ずっと大回りしながらそこに届くような歩道しかつくれないんですよね。そういうふうなことをもっと道路幅を少し広げていただいて、なるべく最短距離で届くような敷石ですかね、そういうものをつくっていただきたいということをきのう、うちの市議会議員さんにはお願いしたんですけどね。

ただ、それがJRの敷地であったり、個人所有の土地であったり、いろいろ交渉が難しいんですよね。行政には絶対に行かなきゃならないし、交通の手段を使って、目が見えないものですから、自分で車を運転することはできませんので、そういうふうな敷石を伝いながら歩くんですけれども、見ていて私たちが目をつぶって、杖を借りて歩いても10メートル歩くことできません。そういうふうなことで、交通の要衝と役所が1番近く、きちっとわかるような設計ができたらいのになといつも思っておるんです。

それと、障がい者だけじゃないけれども、田舎のほうは高齢化していて、もうバスも来ないんですよ。そして、うちの地域では、バスの回数券を1軒で3千円ずつ買おうと、毎月買おうと、みんなで譲り合いながらバスに来てもらおうというようなことをやっております。けど、なかなか続かないんです。やはり高齢化になりますと年金暮らしですから、収入も伴いませんので、なかなか全員が参加するということはほとんどできないような時代になりました。

平川大分県身体障害者福祉協会事務局長 今の話続けるんですが、今、議員が言われるとおりだと思うんです。やっぱり地域全体で考える必要があると思うんですが、私も健常者です。私も入って初めてわかったんですけど、やっぱり県民の方は障がい者の痛みがわからない方が多いと思うんです。それと、わかっているけど理解をしていないという方が、人ごとのように感じてですね。まずそういった県民の意識を変えるのが先じゃないかなという思いはします。障がい者を誰もが受け入れて、寛容の精神ができれば、そういう全体で皆さんで助け合っていくという社会のルールができるんじゃないかと思います。そのためにもこの県条例ができればその第一歩になるのかなというふうな気持ちは持っております。

馬場委員長 ありがとうございます。まだしたいところなんですけど、時間的にもう30分を過ぎておりますので。

本日は大変ありがとうございました。また、今いろんな意見を伺いましたので、私たちの委員会でも論議をして、条例に反映できればというふうに思っております。本日は大変ありがとうございました。

[大分県身体障害者福祉協会退室、大分県精神保健福祉会入室]

馬場委員長 こんにちは。私のほうからまずご挨拶申し上げます。

福祉保健生活環境委員長の馬場と申します。

本日は大分県精神保健福祉会の皆様には大変お忙しい中、本委員会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。本日は障がい者への差別の解消に向けた条例制定等に関しご意見をお聞かせいただきたくご出席をお願いをいたしました。よろしくお願いいたします。

それでは委員、委員外議員の皆さんの自己紹介をさせていただきます。

〔委員、委員外議員自己紹介〕

馬場委員長 なお、御手洗委員、井上委員が本日は都合により欠席しております。

それでは次に、精神保健福祉会の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔大分県精神保健福祉会自己紹介〕

馬場委員長 ありがとうございます。

ここで参考人の方に申し上げます。発言に際しては挙手の上、私の指名後にお願いいたします。30分という大変短い時間ですけど、現状、課題、意見などをお聞かせいただきたいと思いますので、協会の方からよろしくお願いいたします。

藤波大分県精神保健福祉会会長 先ほど申しましたが、本日は本当ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

私たち精神保健福祉会というのは、前は大分県精神障害者福祉会連合会という名称でございましたけれども、大分県精神保健福祉会に改名をいたしました。精神障害者福祉会の団体でございます。

本日、特に私たちからお願いをしたいことがございます。

障がい者の権利擁護や差別の解消に向けての条例の制定に期待することということで、県のほうからアンケート調査票がまいりました。その中で、障がい者の権利擁護や差別の解消に向けて県条例の制定に期待することということで、まず、こちらの思いを述べさせていただきます。

国の医療、介護、年金等の福祉政策を見ても、障がい者である者の生活や権利に関するものがこれまで余り重視されず、長い間、社会の中心から取り残された状態が続いてきた。そのため、障がい者やその家族は将来の生活に夢や希望を持つことができず、いつも親亡き後に大きな不安を抱えたまま、また世間に引け目を感じながら下を向いて生きてきたのが実情であると言っても過言ではないだろう。

県条例の制定は、形式的な権利擁護や差別の禁止というのではなく、現実を少しでも改善して、真に障がい者の生活や人間としての基本的人権が守られるような社会、大分県づくりに貢献するものであることが基本でなければならない。そのことを前提として、県条例制定の目的、意義を明確にしておきたいと思います。

例えば、障がい者の擁護されるべき権利や差別の定義、中身を明らかにしておく。特に精神障がいの分野では、障がい者に共通のもの——これは3障がい等いろんな障がいがございます。こういう障がい者に共通のものと、精神障がい者固有の問題、さらには障がい種別間の格差、差別があることを明示し、それらも含めて解消されるべきことを目的とする。それが第1でございます。

それから第2としまして、県条例の制定と運用を通して、全ての県民が平等で相互に人

格が尊重される共生社会の実現を目指すものであること。

こういうふうには障がい者の権利擁護や差別の解消に向けての条例の制定に期待することということで私たちは提示をしております。

では、そういう期待をすることを述べましたけれども、その中で、私たちが今現在において非常にお願いをしたい、訴えたいことがございます。

日常生活の中で困っている事例、または障がいのある方に対して配慮が不足していると感じられる事例――県のアンケートの質問事項です。これに関しまして説明をさせていただきます。

精神障がいにおける福祉には医療の問題が含まれます。特に医療の側面では、本県には精神保健福祉法に定められた県立の精神科病院が設置されておらず違法状態が続いており、このため、夜間・休日を含む精神科救急医療体制の整備がほとんど進んでおらず、急に容体が悪化した場合など、当事者や家族にとっては日常生活の中で最も不安で困っていることである。この状態がいつまで放置されるのか、合理的な配慮がなされないことの差別を真剣に考えていただきたい。

まず1点が、この精神に対する医療の問題であります。それについて少し補足をいたします。

あともう1点、特にお願いをしたいのは、バス、タクシー、JR等々の公共交通運賃の問題です。これはまた後で述べさせていただきます。

今、医療の状況というのは、精神保健福祉法第19条の7に「都道府県は、精神科病院を設置しなければならない」と。ただし、都道府県以外の地方公共団体等が設立した地方独立行政法人による精神科病院を設置している場合はいいとかいうふうなことがありますけれども、これはございません。

それからまた、私立の病院が設置されています。そうしたらその中で、都道府県が指定病院にすれば、前項の規定は適用されないとかいうふうなこともあるんですけども、実際、現実問題として生かされていない。救急を要する場合に家族が非常に苦しんでいる状況が多々ございます。

そういうことで、先日パブリックコメントがございました。その中で、第4期福祉計画の中にこういう文言があるわけです。「精神科病院協会を初め関係機関の協力のもと、夜間・休日における精神科救急電話相談センターの対応強化や入院ができる体制の確保に向けて、精神科救急医療システムのさらなる充実に努めます。」という県のこういう回答が来ております。

前よりもはるかに内容は進んできていますけれども、しかし、私たちといたしましては具体的なことが欲しいわけなんです。私たち、その修正案として、「夜間・休日における精神科救急医療体制の強化に向けて、1、精神科救急電話相談センターを救急医療につなげることができる機能を持った精神科救急情報センターとし、24時間365日対応できるものとします。2点目、精神科救急医療対応のため、入院ができる体制の確保を含む24時間365日搬送及び受け入れが可能な精神科救急医療システムの体制づくりと充実に努めます。」こういうふうな内容に変更してくれというふうなことで、一応パブリックコメントでは精神保健福祉会としては代表して要望しております。

その理由といたしまして、精神科救急電話相談センターの対応強化については、これま

でと同様、抽象的で具体性がない。例えば隣の県ですけれども、隣の熊本県精神科救急情報センターを参考にして本県でも同様の体制をつくっていただきたいと。ここにその理由を入れていますが、熊本のほうも精神科救急情報センターというものを24年に立ち上げております。そして、これは全国的にもそういう情報センターが設置されております。そしてその中で、本当に緊急を要する場合に電話で対応していただき、そして、入院が必要な場合にはそういう措置をとっていき、あるいはいろいろな病院との連携をとって、そして直ちに入院ができる、治療ができる、こういう体制をとっております。

しかし、大分県におきましては、まだできておりません。というのが、今、精神科救急電話相談センターという名称です。平日、月曜から土曜までが午後5時から午後9時までです。そして、日曜・祝日は午前9時から午後9時までです。こういうふうな状況でしか対応ができておりません。そして、その時間内に電話しても病院紹介がありません。ここに行って、こういうふうにして治療しなさいと、これなら対応ができますと、そういうものがないものですから本当に苦労なさっています。

今現在3万5千人と言いますが、3万7千人ぐらいの方々が通院したり、あるいは入院したりしていらっしゃる方が本当にふえてきております。そういうことで、家族会に入っていない方々でも本当に苦労なさっている方は多いと思います。そういう状況です。

とにかく原案の入院ができる体制というものはどういうものか、救急時に対応できるものでなければ意味がないということでもあります。そして、原案の精神科病院協会の協力のもと、というのが毎年ずっと回答の中で出てきております。しかし、これまで、もう本当、私たちがこういう言葉を使わせていただいたので、こういう声が非常に強いものですから、これまで県の責任逃れに使われてきた文言のように見える。改正された精神保健福祉法に基づき、あくまで県の責任において他県並みの精神科救急医療体制を確保していただきたいと、こういうふうなことで述べて、依頼をずっとしてきております。これが1つ。

それから、特にもう1点は、これは障がい種別間の差別として、バス、タクシー、JR等の公共交通運賃の割引適用の問題があります。身体、知的障がい者に適用されている割引が精神障がい者には適用されていない。障害者自立総合支援法の障がい福祉サービスの3障がい一元化の理念はどこに行ったのか。特に日常利用する路線バスは、精神障がい者の自立や社会参加にとって重要な条件であり、他県では割引適用が進んでいるのが、本県では1社も実現しない現状である。差別禁止・解消のための県条例であるなら、上記のような差別事例も当然にして解消されるべきものと考えることが条例制定の前提となっていないなければならない。

こういうふうなことで、特に2点をお願い申し上げるわけでございます。

そして、やはりどうしてもあと、精神障がいの方々――ほかの障がいの方も一緒だと思わすけれども、やはり親亡き後の問題、これは必ずどこの障がい者にもついて回っています。

それから、特に精神の場合は住宅問題です。住宅、あるいはアパート1つそこに設置しようすれば反対が起こったりとか、いろいろなことで、本当にその中で安心して生活ができていく、ひとり暮らしができていくためには、やはり住宅の問題、それから、それに関する地域の中での理解をいかにして深めていくか、こういう問題が大きな中の1つだというふうに思っております。

今、ポイントとしましては、2点お願い申し上げました。

馬場委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入っていきたいというふうに思いますが、委員の方々ありませんか。

堤副委員長 さっき熊本県のような情報センターをずっと要請されているみたいですが、現状としての県の姿勢、それと、交通の関係については県もバス会社とかいろいろ行っているんですけども、できないという理由ですね、補助金の関係とかいろいろあると思うんですけど、そこら辺、何かお話があれば少し聞かせてください。

藤波大分県精神保健福祉社会会長 わかりました。まず、バスの件は、バスとタクシー協会の会長のところにも先日行ってまいりました。これはずっと福祉保健部長、それからあと障害福祉課長と一緒に行って毎年お願いを申し上げております。そして、私たちがそういう精神障がい者に対するバス運賃の割引についてということをお願いを申し上げております。

しかし、今ちょっとおっしゃられましたように、わかるんだと、もう今ほかの2障がいできて精神だけができないということ、もうわかり過ぎるぐらいわかるんです。しかし、今の現状としては非常に厳しいこの経営の中で、どうしても今という声が非常に強いです。理解はできますけれども、で、先ほど言いました、やはりそういうようなことに対しての補助とかいろいろなものと考えられればと、こういうことで非常にそこが大きな問題として今起こっております。そういうことです。

それともう1つが病院の……。

堤副委員長 情報センター、大分県の対応はどうですか。

藤波大分県精神保健福祉社会会長 先ほど申しましたように、情報センターの対応は9時までなんです。そして、電話をしているいろいろお聞きしても、9時までですから、あるいは緊急を要する場合でも、じゃ、どここの病院に行ってくださいとか、こうしてくださいとか、そういう状況がないんです。1番のあれは、当然かかりつけの病院がございまして、そういうところに連絡をとってくださいというのは当然のことだと思うんですけども、私たちがそこのかかりつけの病院にお願いしても、やっぱり夜間の場合というのは、なかなかそこでできません。ですから、もう本当に緊急を要する場合には警察に110番して対応しなければならぬと、そんな状況があります。私も自分の子供がそういう状況で、いろいろとお世話になりました。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 委員外議員の方で何か。

麻生委員外議員 救急の連絡については当然かかりつけ医のほうの対応という部分で、本来はかかりつけ医が対応していただけるというものだという認識はあるんですが、その辺の精神科以外とのやりとりでどういう部分が問題として認識としておありかというのが1点。

公共交通については、十分何とかそういう方向でと言いつつも、恐らく精神が3万7千人が病院にかかっている方がいる。肢体不自由な方が3万6千人という話を伺うと、今の倍の部分バス事業者が負担することになるということも含めて、経営的に大変厳しいというような話を伺う中で、一方で、何らかの歯どめ策といいますか、それ以外の

健常者が、何かそれをいいことに病院だけかかってどうだとかいうようなことも正直、事業者としては不安もあるかと思うんですが、そういったことも含めて、精神医学界とのやりとりで、何かそれ以降、対応で議論しているようなこととか情報があればお教えいただければと思います。

藤波大分県精神保健福祉社会会長 あの中でよく話しをするのは、正式にまだ精神科病院協会の会長さんと、直にはまだお話ししていないんですけれども、県の協議会がございます。そのときにいつも同席をしてやるんです。

この前の新聞でも報道されましたけれども、県の精神科病院協会が指摘するように、精神科は他の診療科と比べて診療報酬が低い。医師不足で夜間も対応できる民間病院は限られる。こうした不採算部門は政策医療として行政が担うべきだというふうな報道もされました。ですから、私たちまだ正式にはやっていませんけれども、これからはそういうこともやっていかなければいけないんじゃないかと思います。

岡部大分県精神保健福祉社会事務局長 補足させていただいてよろしいですか。

先ほどのかかりつけ医が本来対応できるのじゃないんですかというご質問に対しては、現実には、かかりつけ医は5時までですとか、時間がみんなあるんです。その後、幾らお願いしても、あした来てくださいと、土曜・日曜だったら、月曜日は9時からやっていますから来てくださいと。そこが本来受けてくれるのなら何の問題もないんです。本来、県立の精神科病院がなきゃいかんという、ないのは大分県だけなんです。実質、国立病院が鳥取と佐賀にありますけれども、県立のそういった中核になる、本来そういうために県立の精神科病院が精神保健福祉法の19条7で設置義務があるにもかかわらず、長年つくっていないという、その結果が救急医療に対応すべき中核病院がないと。じゃ、民間のかかりつけ医がどうなんですかと。さっきの情報相談センター、9時までですけれども、電話してみてください、かかりつけ医に相談してくださいと。それでつながるんなら何の問題もないんです。困っているから電話相談センターに電話しても、結局はああです、こうですと言って、それ以上はだめなんです。だから、私どもがそこから、例えば、ほかの県も厚労省がそういうことをやりなさいとって、もう出しているんですよ。相談センターじゃなくて、救急情報センターを設置して、24時間365日、熊本県はそれをつくっているんです。熊本市と共同でつくっています、熊本県のケース。だから、そういうことを参考にさせていただきまして、委員の皆様もぜひ、せめて大分県でやろうじゃないかと。

福岡県は、4つの圏域に分けて、その中に福岡県の県立病院も入った中で、24時間365日対応できるようになっているんです。

ご質問の、要は民間のかかりつけ医が対応してくれるんなら、私どもはそういうことを言う必要はないんです。全くできていないんです。どこかやってくれている、夜どうぞいらっしゃいという病院があれば何の苦労もないんです。というのが実態だということを強く申し上げたいと思います。そういうことをぜひ委員の皆様にも理解してほしいわけです。

それから、バスについて、これも時間がないから簡単に言いますと、バス協会、その他にも資料を持っていてお持ちですが、本来、身体、知的と違って、バスはもともとない中で、運動する中で、各県ごとに100%、これは路線バスの場合ですけれども、東京都初め、青森からずっと、ここから上100%、精神保健福祉手帳を出すことによって、身体障害者手帳、あるいは療育手帳と同じような半額割引のサービスをしていただいているところ

があるんです。あるいは50%以上とか。全くないのは、現在、愛知県と愛媛県と大分県なんです。

だから、身体、知的と精神の障がい種別間の格差と同時に、精神の中でも進んでいるところとゼロのところがあるんだという、そういう中で、委員の皆様を前にして申しわけないんですけど、大分県は救急医療でもワーストワンです。バスの問題でもワーストワンです。それはもうバス業界、タクシー業界、経営の問題はありますけれども、そういうのを乗り越えてほかの県は、バスならバス、半額割引を適用しましょう、どこか県の助成とか、国の助成とかいうことじゃなくて、それぞれのバス協会の判断で、例えばこの資料でいえば、山梨県バス協会は、26年8月1日から身体、知的と同じようにやりますというような、それぞれ逐次ではありますけれども、各県は進んでいっているんです。大分県は11社バスがあるが全く。これは協会としてやっていますから、横並びで1社抜け駆けするわけにはいきませんかでしょうか。だけど、そういうことを大分県が放置していると言うと、委員の皆様は大変ご無礼だけれども、やっぱり収益とかなんとかはもちろんあると思いますけど、あくまで目的は3障がい同一の社会福祉保障、障がい者保障、福祉制度の問題だと私どもは思っているわけです。

もう1つは、そうしたことによって利用者がふえるんだというアピールもしているんです。過去調査したものを。だから、バス会社は一方で利用者が少ない少ないと言っている。だったら、障がい者福祉の観点と利用者をふやす観点でぜひやってくださいと言うけど、もう何か知りませんが、いや、よくわかるけどだめなんですとか、それだけの話なんです。そういうことを委員の皆様はぜひ突破してほしいというように、私は事務局長で大変口幅ったいですが、もう長年この問題やっておりますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

以上です。

馬場委員長 ありがとうございます。時間的にきょうはちょっと短いんですけども、今たくさんの実情を伺いまして、また福祉保健生活環境委員会でも論議をしながら、条例制定に向けて取り組んでいきたいなというふうに思っております。

本日は大変お忙しい中ありがとうございます。

堤副委員長 委員長、さっきの要望書と県別のバスの利用、今見せていただいた……。それ、できたらコピーしていただいて資料としてくれれば参考にできるなと思うんですが。

岡部大分県精神保健福祉会事務局長 何でしたら置いていきます。

〔大分県精神保健福祉会退室、大分県自閉症協会入室〕

馬場委員長 こんにちは。まず私のほうからご挨拶申し上げます。

福祉保健生活環境委員長の馬場と申します。よろしくお願いたします。

大分県自閉症協会の皆様には大変お忙しい中、本委員会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。本日は障がい者への差別の解消に向けた条例制定等に関しご意見をお聞かせいただくようにご出席をお願いをいたしました。

それでは委員、委員外議員の自己紹介をしたいと思います。

〔委員、委員外議員自己紹介〕

馬場委員長 なお、御手洗委員と井上委員が本日は都合により欠席しております。

次に、自閉症協会の皆様の自己紹介をお願いします。

〔大分県自閉症協会自己紹介〕

馬場委員長 ありがとうございます。

ここで参考人の方に申し上げます。発言に際しては挙手の上、私の指名後にお願いいたします。30分程度という大変短い時間ですけど、現状、課題、意見などをお聞かせをお願いいたします。それではよろしいでしょうか。

平野大分県自閉症協会会長 私どもがこの条例づくりに積極的にかかわった理由の1つは、発達障がい、中でもやっぱり自閉症を中心とする、今は自閉症スペクトラム障がいという言い方が多いんですけれども、この障がいと診断される人たちは大体人口の1%ぐらい、100人に1人ぐらいだろうというのが、医学的なデータとしては出ておりますが、そういう数を超えて、非常に今、社会の中でも問題になっています。

ご存じだと思うんですけれども、文部科学省が普通学級にいるお子さんの中で、支援が必要なお子さんの数を、最初6.2%という数字が出て、おととのデータが6.5%、それに実際に支援学級、支援学校にいるお子さんを合わせると、大体1割は、明らかに支援の必要なお子さんがいる。その中の今、半数以上は自閉系のお子さんだというのが、先生方の実感でもあり、現実社会です。

この障がいは、生まれながらの先天的な脳の機能の障がいです。特に、情報処理系の障がいでありまして、感覚のトラブルがあったりとか、それから、物の見え方、聞こえ方が違ってくる。そこから後の情報をもとにして判断したり行動したりがまた変わってくるという、そういうのを根幹に置いているんですが、何よりも社会的な行動、他人との関係をつくるというのが非常にうまくない、そういう障がいです。

6.5%という一般学級にいるお子さんたちは、知的障がいも何もないがために、そういう小学校に入る前の進学振り分けとかそういうところで一切引っかかってこないお子さんたちなんですけど、クラスに入ってみて、先生の指示にうまく対応できないとか、あるいはそういうちょっと個性的な脳を持っておりますので、普通の授業のやり方では全くわからない、ついていけない。知能検査をしてみたら100以上あるのに、ある科目だけ全然わかっていないとか、そういうことことがたくさんわかってまいりました。

実際にその自閉症というのは、昔は知的障がいの一種だというふうに考えられていました。私もそんなふうに漠然と思っていたのですが、実際は自閉症と診断される人の半分は、知的障がいは全くありません。

後ほど五十嵐専門部会長に少し詳しい話をしてもらおうと思ってきょう来ていただいたんですけども、大人で知的障がいがない人たちが実際はうまくアレンジしたり、サポートがあれば、就労して社会生活を受けられるはずの人たちがたくさん今、引きこもったり、あるいは障害者手帳を持って年金で暮らさなきゃいけなくなったりという現実があります。

そういう問題の根っこには、やはり、社会の側がどれだけ変わっていくかということが非常に重大になります。端的に申し上げますと、自閉症の子たちは、絶海の孤島に1人でいたら1番多分強い子たちです。つまり、他人のいないことを不安になったり、あるいは他人に感心が余り強くない。逆にそれがクラスの中でみんな一緒になってきたときにうまく

いかないとかですね。あと、人の気持ちがわかりにくい。だから、成績がよくて就労しても、何だあいつはとなってしまう。それは、その人の個性だということがわかって、それなりの対応、周りの人が理解できれば、そういう子たちでも安心して暮らせる学校、安心して仕事ができる、そういう職場はたくさんあります。

彼らの中に非常に記憶力がよかったりとか、すばらしい能力を持っている人もたくさんいますし、極端な例では、スティーブ・ジョブズとかビル・ゲイツたちも、その仲間なんです。そういう脳を持っている。つまり、天才がたくさん出るような脳なんですけれども、天才はやっぱり1万人に1人、100万人に1人という数ですので、多くの人が知的に問題がなくても、やっぱりそういう生きにくさを感じています。

私たちがこの条例、スタートは、確かに差別を解消する、そういう条例づくりということをして千葉県に倣って一緒に始めたんですけれども、途中で、ご存知のとおり、請願のときの条例案は、「だれもが安心して暮らせる大分県づくり条例」。この「だれもが」になるまでには半年以上の議論があったんですけれども、私たちはむしろ、障がいを理由とした差別をなくそうとしても、わかってもらえないと消えていかないということに気がつきました。そして、特に今の差別——もし差別に限定して物を言うとするれば、合理的配慮、これをしていただかないと生きていけない。

学校の中でも、実は今、成績がいいから普通の高校に入っていますけれども、その中でだんだんだんだん落ちていくというお子さんはたくさんいらっしゃいます。むしろ、知的障がいがあれば、支援学校に入れるのに、IQが、知能指数が80とか90とかあるために、知的の支援学校にも行けず、行き場のないお子さんがいます。

それから、私は、実際に一流の大学を出たけれども、今、不安定な就労状態になってしまった青年と知り合っておりますし、そういう問題を解決するために、やっぱり合理的配慮というものを社会の中に、あらゆる場面の中に根づかせていかなきゃいけない。

そうすると、これはやはり県民一人一人が自分の問題として、障がいがなぜ発生しているかという社会モデルという考え方をご存知だと思うんですけれども、本人の特性と社会のあり方の関係の中で、その人の生きにくさ、障がいになるという、これは国連の障害者権利条約が根底に置いている考え方。そういう障がいが本人の責任ではなくて、社会との関係の中で生まれるから、社会の側がそういう問題を抱えている人たちに手を差し伸べないと差別になりますよと、これが合理的配慮という考え方ですので、その考え方をこの社会に広く普及して、そして問題を解決する、そういう仕組みをつくっていきましょうというこの条例の形になってきた。そこで私たちは自閉症にとってもまさにこの条例が目指す大分県、そういうものがないと、やっぱり問題が解決しないだろうと思っております。

具体的な問題としては、もう1つ、県にこういう条例をつくっていただきたいというのは、やっぱり市町村の間で非常にサービスにも格差があります。それから、先ほどのお話でおわかりいただけと思うんですが、企業とか障がいに直接かかわらないと思っておられる方たちにとっても、やはりこれは自分たちの問題なんだということをご理解いただいて、そして一緒に住みやすい社会をつくっていく、そういう形の条例、つまり、単に差別の解消を図るだけではなくて、差別というのは1つのわかりやすい切り口として、この世の中が、みんなが支え合う本当の共生社会、これは我々と一緒にやっている県の元福祉保健部長は、地域福祉という言葉を使って、やっぱりきちっとみんなが理解し、支え合う、

一人一人の個性を大事にしながら支え合う、そういう社会をつくっていかきなやだめだと言う。だから、あの条例案の中にわざわざ地域福祉が入っています。そういうのも問題になります。

あと、私どもは、今、大分市に住んでおりますが、しかも沿岸部におりませんので、南海トラフの問題があっても、多分生き延びられるだろうと個人的には思っておりますが、大分県は南海トラフがあれば、津波が予想されています。あるいは直下型の地震が来たときに何が起きるかわかりません。

3・11の後、実は東京に本部がある日本自閉症協会——私たち、各県の協会が加盟してつくっている中央の会があるんですけども、そこが東北3県の実地調査をやって、福島、宮城、岩手の3県の中で、避難所に自閉症の子がいるか調査しました。結局、どこにもいられないということがわかったんです。避難所に入ってもパニックを起こしてしまう。親はやっぱりそういう状態で、ここにはいられないということもあるし、ほかの人たちへの気兼ねもあります。これは精神障がいの方も似たようなことを言っておられますが、せっかく避難所があっても、そこにはゼロだったと。半壊した家にいたりとか、車の中で過ごしたりとか、そういう方ばかりであった。

そういうことがありますので、実際にそういう災害が起きたときに、やっぱり1番被害を受ける、それはやっぱり知的障がい、発達障がい、精神障がい、こういう人たちはどこにいるかさえなかなかわかってもらえないし、かかわり方もソフトウェアがないと、うまくいかない。そういう意味で非常に難しい存在です。そういう人たちのことをどうするんだろうということもあって、差別禁止、差別解消という条例の中にわざわざ防災というところも入っております。

やはり、いつ起きるかわからない災害に、私たちの仲間是非常におびえています。臼杵にも津久見にも佐伯にもたくさん障がいのあるお子さんがいらっしゃいますので、それはやっぱり県として、そういう設計をするときにきちっと考えていただきたい。

条例というのはルールですから、そういうルールがきちっとあれば、それぞれの県としても受けるでしょうし、それから、市町村に対しての指導原理になっていくだろうということが期待されますので。だから、障がいをなくしていくというのが合理的配慮というところが一番大きいわけですが、それを実際に実現していくためには、あらゆる場面の中で障がいの——世の中には、いろんな特性のある人がいて、その人たちが困らないようにするには、どうしなければいけないかというのを教育でも行政でも、それから、就労でも、そういった面でも考えていかなければいけない。その指導原理を法という形で、つまり、条例という形で明確に打ち出していただければ。そういうふうに私たちは自分の子供を育てて考えております。基本的にはそういう考え方でございます。

五十嵐大分県自閉症協会専門部会長 それでは私は支援者の立場でご説明させていただきたいと思います。

支援する立場なんですけれども、実は発達障がいの子の問題については、保護者、当事者の方のみでなく、支援者もかなり今困って、非常に誤解、また対応をどうしたらいいかということで我々にご相談に来ております。これが年間約2千件来られるんですけども、その大半が発達障がいの中でもいろいろな特性があるんですけども、自閉症という対人関係にやはり困難を抱えている人たちの、また、その成人期の引きこもり、また、生活、

就労、なかなか続かない、仕事先が見つからないとか、そういったことでの相談、また、就労先での対人関係についての困り、悩みについて、主にご相談に来られます。

彼らは差別、偏見を受けやすいんですけれども、そこには原因として、彼らの障がいになる特性についての無理解というものがどうしてもあると思っております。ですので、発達障がいについての特性を常識として広く一般の方々にもご理解いただけるような取り組みを我々は目指しているところであります。

これはなぜかと申しますと、実は先ほど少し会長からお話があったんですけれども、文部科学省の調査結果で小・中学校の児童・生徒の6.5%に発達障がいの可能性を持つお子さんがいらっしゃるという調査結果が出ております。

この6.5%は、大分県118万人ですと、7万五、六千人いらっしゃるという計算になるんですけれども、これはあくまでも小学校、中学校で6.5%ですから、大人の割合は入っていません。ただ、我々、支援する立場から今見て、現状、かなり6.5%に成人期の方、また、青年期の方も障がい者としてふえ続けているような気がしております。ですので、小・中学校の文部科学省の調査結果どおり、これは年々進むと、成人期の困っていらっしゃる方も含めて6.5%、全体の人口の中に発達障がいの診断をつけられる方が出てくるのじゃないかなというふうに少し心配しております。そうすると、まさしく働く人口、また社会の中での生きにくさ、困りを抱えてしまう方は当事者、保護者のみならず、ふえていくことは間違いありません。

この解決方法として、1番大事なことは、やはり発達障がいについて、広く常識として理解いただいて、その発達障がいの特性について、ご理解いただければ、例えば、接することが、また指導、教育、保育、働く場面でも、つき合いやすくなるんですね、非常に理解があるということ。

実は、我々はいろんなケースを抱えているんですけれども、1番難しいケースは、やはり引きこもりですね。保護者に手をかけるケースがあります。ある学生なんですけれども、中学生で、なかなか学校に行けなくて、学校の先生も発達障がいのことをこれから学ばなきゃいけないというときでありましたので、なかなか本人と話ができないわけですね。ですので、学校にも本人は興味がないので行かないんですけれども、おうちに閉じこもると、今度、母親に対してかなり暴力的な行為をするようになっていきます、引きこもっていくとですね。

そこで何をしていたかというのと、首を絞めたりとか、はさみを持っておどしたりとか、そういうことをされてきました。もちろん、保護者の方も発達障がいの専門家でも、また、教員でもないのです、全く発達障がいのことを知らないまま、お子さんを育ててきていらっしゃるんですね。

そのお子さんの困りというのは、実は母親の愛情を自分が理解することがまずできない。そして、自分の困りを母親に正しく伝えることができない、解決するためにですね。ですので、首を絞めたりとか、はさみを突きつけたり、短絡的な行動に出ておりました。そこを我々が専門家として、その家庭に入らせていただいて、お子さんとお母さんの間に入って、お母さんの気持ちを本人に通訳をしたりとか、お母さんの都合、お父さんの都合、ご家族の都合を本人にかみ砕いて常識という形で本人にお伝えしたりしていったことで、これが大阪大学に行けるようになったんですね。

ただ、残念なことに大阪大学ですから、我々がその大学に行った時点で、もう支援が切れたので、今度大阪大学でまた孤立して、結果、こちらに戻ってきてしまったんですけれども、これがもし周りの方々、先生も含めてご家族、そして本人が大阪に行っても、その周囲で暮らしていらっしゃる方が発達障がい理解があつて、ちゃんと適切なサポートがあれば、もっと立派な仕事に就くこともできたのかな、また、障がい者じゃなくて、生き生きと暮らすことができたんじゃないかなというふうに非常に残念に思っております。

こういったケースは今、1つの例で紹介させていただいたんですけれども、少なくありません。成人期になって、働いてから障がい者と、自分のことを自閉症だということを知られて、リスタートされている方がたくさんいらっしゃいますので、ぜひ我々は発達障がいのこの問題を常識として、広く普及していきたいと考えておりますので、ご支援いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

馬場委員長 時間的に少し足りない部分もありますけども、質疑に入っていきたいと思うんですけれども、委員の方々から。委員外議員の方も。

土居委員外議員 県がこの夏にアンケートを集計した結果を見てみましたら、知的障がいのない発達障がい児への高等教育の機会がないのが問題だというふうに言われたんですけれども、この回答の意味がわかりましたら、ちょっと教えていただければなと思っております。

平野大分県自閉症協会会長 先ほどもちょっと申し上げたんですけど、実際に本当に優秀で、うまく育っている子の中には、全く何の問題もなく、ちょっと変わった子で、大学も行き、就労も行くという子はいます。ただ、やっぱり中学校時代とかにいろいろ友人関係とかいじめに遭ったりとかで、若干いろんな問題が出てきて、なかなか先生としてもかかわるのが難しいというタイプの子、これは本人のせいというよりは、周りとの関係の中で、傷ついてしまってそうなっているというケースが多いんですけれども、そういうお子さんたちは、高等学校で成績がある程度とれるから行けるかという、やっぱり特別なケアをしてあげないと行けない。その受け皿になるのが、あるいは体験教育になってしまっている子がいる。

爽風館が確かに単位制になっているんですけれども、キャパシティとしては、1つの学校です。今、どういうところに集まっているかという、定員割れしている私立の高校が入れてくださっていたりとか、あるいは一部の県立高校あたり。でも、専攻科目をやるつもりが全くない子が、ほかに受け皿がないからといって、先生方もすごく苦勞しておられます。先生方もやっぱり異動がありますので、熱心な先生は必死になってかかわってくださるんですけど、実際に起きてくるのは、そういう先生がいなくなっちゃったら、多くの子は社会的ルールとかいうのがなかなかうまく身につけませんので、校則違反をして退学。入れてはくれたんだけど、育ててもらえなくて退学というケースがたくさん聞こえてきております。

先ほど阪大のケースを挙げましたが、やっぱりもったいないですね。パターンとして理科系の秀才の中にタイプとしては結構多いんです。理詰めで物を考えていくのが得意なタイプで、直感的に人とうまくやっていくのが苦手でも、こつこつとやるのがいいタイプ。そういう人たちは真面目で誠実。これは企業としても欲しいはずなんですけど、そういう子が途中で場がなくなってしまうという。

その受け皿は今、教育委員会のほうも高等教育をどうするかということをやっと昨年からは検討を始めましたけど、なかなか受け皿をつくっていくのが難しく、知的障がいがあれば、受け皿があるのに、知的障がいがないがために、本当はもっと伸ばせるはずの子が行き場がなくなっているという現実が、それがあると思います。

馬場委員長 ほかにございませんか。

堤副委員長 先ほど、発達障がいの特性を理解すれば、その後、非常につながりやすいと、つき合いができるということは非常に、ああ、なるほどなと思ったんですけども、そういう場というのとは一体、生徒というか、協会としてどういう形で県民に周知をしているような流れがあるんですか。

五十嵐大分県自閉症協会専門部会長 発達障がい者支援センターとして県から委託を受けて運営する中で、これは4人体制なんですけれども、この4人の体制で県下の保育園、幼稚園から就労機関まで、一般企業まで、全て普及啓発することは大変困難であります。ですので、我々は平成18年から発達障がいの専門家を養成する取り組みをしてきております。

今現在、県内には124名、発達障がいのこの養成研修、県の取り組みを受けられて、発達障がいの専門家として今、いろいろな方面で取り組んでいる方がいらっしゃいます。

実は、昨年度まで、その方々を派遣する事業を大分県で行ってまいりました。大分県発達障がい者支援専門員派遣事業という形で、その育てた専門家を保育園、幼稚園、学校、施設、また——子供だけだったので、そこまで、なかなか一般企業までは派遣できなかったんですけども、それを昨年度までやっておまして、今年度から市町村でその派遣をするように、大分県のほうから市町村のほうにご案内いただいて、今、進めているところなんですけれども、なかなか市町村においていく段階で、その派遣する予算がまだ周知できていないような状況であります。

今後、ただ、ニーズはかなりございますので、進めていかなければいけないというので、養成とともに、派遣する事業も、我々もこれを普及啓発していかないといけないというふうに認識しているところであります。

平野大分県自閉症協会会長 ちょっと補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

条例案の中にも書き込まれて、これは精神障がいの方からも強い要望だったんですけども、結局、ご本人など、実際に深くかかわっているご本人などから直接話を聞いて学ぶ、結局、理解がないから怖いという偏見も生まれたりもするというのもあるので、小学校ぐらいから、そういう交流事業とかいうことをもう早く進めていく。それから、もちろん、障がい教育の中にもそういうのを入れていくという形で、交流することによって、お互いに理解できるようになるという、そういう取り組みをぜひ入れてほしいというのが、つくる会の条例案なんかにも入っているんですが、恐らくそういう方法をとっていかないと啓発というのは難しいかなと思っています。

あと、これは国レベルの話にはなってくるんですけども、学校の先生の教育の段階で、普通学級にたくさんの障がいのあるお子さんがいらっしゃって、これからはインクルージョンという形で地元の学校にどんどん入れましようという形になってきますと、先生の教育カリキュラムの中に、やっぱり障がい——要するに特別支援教育の専門家ではない国語や数学や、あるいは小学校の先生が一定の割合でやっぱりそういうことを学ぶ、そういう

仕組みを、国ができるのを待っていてもあれなので、県レベルで早くできないかなというふうなことも我々はいろんなところをお願いしているところです。

馬場委員長 ありがとうございます。

大変申しわけありません。時間が30分程度でまだまだ実態のほうがあったと思うんですけど、本日はお聞きさせていただいて大変ありがとうございます。

また、私たち委員会としても、条例制定に向けて執行部が取り組んでおりますので、委員会の中でも論議をしながら、いい条例ができればと思っております。本日は大変ありがとうございました。

〔大分県自閉症協会退室、大分県聴覚障害者協会入室〕

馬場委員長 こんにちは。まず、私のほうからご挨拶を申し上げます。

福祉保健生活環境委員長の馬場でございます。

大分県聴覚障害者協会の皆様には大変お忙しい中、本委員会に出席いただきましてお礼を申し上げます。本日は障がい者への差別の解消に向けた条例制定等に関しご意見をお聞かせいただきたくご出席をお願いをした次第です。よろしく願いいたします。

それでは委員、委員外議員の順に自己紹介をお願いします。

〔委員、委員外議員自己紹介〕

馬場委員長 なお、御手洗委員が本日は都合により欠席をしております。

次に、聴覚障害者協会様の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔大分県聴覚障害者協会自己紹介〕

馬場委員長 ありがとうございます。

ここで委員、委員外議員の皆さんに改めて申し上げます。発言を希望される場合は、挙手の上、私から指名を受けた後、要点を簡潔にご発言願います。

なお、今回はそれぞれ発言の前に名字を名乗った後、発言されるようご留意をお願いします。

また、参考人の方に申し上げます。発言に際しては挙手の上、私の指名の後をお願いいたします。それでは現状、課題、意見などをお聞かせ願います。

西村大分県聴覚障害者協会理事長 改めまして皆さんこんにちは。今回はこのように聴覚障がい者の抱える諸問題を県議会議員の皆様に説明できる機会をいただきましたことに対しまして、深く感謝いたします。

私たち聾者は生まれた時から聞こえません。言葉は何百回も耳から聞いて覚えるものです。生まれた時から耳が聞こえないので、当然言葉を聞くことはできませんでした。

だから、私たち聾者は言葉を覚えることが難しいのです。日本語の読み書きが十分にできないという障がいを抱えています。そのため、社会に出たときに筆談をしても内容がわからず、行き違いも多くあります。また、ある聾者は聞こえないので、仕事中に石を投げと呼ばれ、犬みたいでやりきれないと嘆いていました。

次に、私たち聴覚障がい者にとって欠かせない手話通訳者の存在があります。聴覚障がい者と聞こえる人たちをつなぐ手話通訳者は以前と比べるとふえてきました。この手話通訳者は現在県下の10市役所に配置されており、私たちが市役所での手続や相談があると

きに利用します。私たち聾者にとって欠かせない手話通訳者の身分は臨時職員や嘱託職員がほとんどで、このような通訳者の身分保障の状況では私たち聾者が安心して生活していくことができません。全国的に見ても約8割もの手話通訳者が正規職員ではありません。例えば通訳者は3年や5年で手話通訳という仕事をやめなければならないという現実があるのです。大分県内においても同様なことが言えます。手話通訳者の身分がこのように弱い状況であってはならないと思います。

もう1度言います。通訳者は3年や5年で手話通訳という仕事をやめなければならないという現実があるのです。大分県内においても同様なことが言えます。手話通訳者の身分がこのように弱い状態であってはならないと思います。手話通訳が専門職として広く社会に周知されれば、これから手話通訳者を目指す若者もふえてくるのではないのでしょうか。手話通訳者が正規職員として安定した生活設計が立てられるような環境整備がぜひとも必要と考えます。

平成23年8月に施行した改正障害者基本法に「言語に手話を含む」と明記しています。私たち聴覚障がい者にとって、手話は言語であると認められたことを本当にありがたく、そして誇らしく思っています。かつて私たちが聾学校で学んでいた時には、手話は禁止されていました。教室内で手話を使用したら厳しく先生から罰せられました。指示棒で頭をたたかれたり、チョークを投げつけられたりしました。

手話は禁止されても、それでも手話は受け継がれてきました。それは聴覚障がい者にとって大切な言語だったからです。聾者にとっての母語である手話は誰も奪うことはできないのです。聞こえないことは恥ずかしいということではなく、聞こえないという自分に対して自信と誇りを持って生活し、次世代に語り継いでいくためにも、手話は絶対に必要であると考えています。ありがとうございました。

河野大分県聴覚障害者協会施設長 私からは少し手話は言語であるということについて説明をさせていただきたいと思います。

私たち聴覚障がい者は、聞こえない、聞こえにくいということで、周囲の人とコミュニケーションをとることが難しいです。また、情報が入りにくいため、生活のいろいろな場面において不便を生じています。

聴覚障がい者は、情報障がいと言われます。さまざまな場所に自分の足で行くことができます。しかし、例えば、バスや電車など、さまざまな理由で、事故等でおくれたり、また、運休などがあった場合、その放送、また、災害のときの津波や地震などの緊急放送、そのような放送があった場合、私たちは聞こえません。また、目的の場所に行ったとしても、そこでのコミュニケーション方法について問題が起こるわけです。

私たち聾者は、手話という言語を日常的に使っています。手話は、私たちにとって欠かせない言葉です。2006年、国連の障害者権利条約において、手話は言語であるということが世界で認められました。

さらに2011年、障害者基本法の改正において、言語には手話を含むということが明記されています。まず、手話が音声言語と対等な法的地位を認められているということを皆さんにご理解いただきたいのです。

さらに、私たちは、家庭や職場、学校、その他日常生活の中で手話が自由に使える環境をつくられることを求めています。

現在、聾学校の中で、手話という科目はありません。国語と同じく、手話を学べること、コミュニケーションが自由に行えることを求めています。

また、いつでもどこでも、どんな内容でも、聾者が必要とする手話通訳者を派遣できる環境を整備してほしいのです。手話通訳を必要としているのは、私たち聾者だけではありません。聾者の周りの聞こえる人たちも手話通訳を必要としています。また、聞こえる人たちも手話を学ぶ機会を必要としています。

手話言語法は、手話は言語であることが実際の生活に生かされるようにするために目指す法律です。手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、手話を守る、この5つの柱をもとに、あらゆる場面で手話が音声言語と同等に扱われるよう、具体的な法整備が必要です。全国の自治体において、一昨年、鳥取県において、手話言語条例が制定されるなど、地方から変えようとする動きが出てきました。ここ大分県でも、手話について理解をしていただき、聴覚障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けての環境整備ができますことを願っております。

以上で終わらせていただきます。

加藤大分県聴覚障害者協会理事 私は、私が苦勞したことをお話しさせていただきます。

私には2人の子供がいます。長男、長女、2人とも聞こえます。2人の聞こえる子供の子育ては、想像以上に大変でした。聞こえる子供を、どう育てればよいのかという戸惑いや不安を感じました。

子供から、「これはどういうこと」、「何」と質問されても、私は内容が理解できずに答えられなかったことも多く、子供がかんしゃくを起こしてしまうことがありました。当時、私と同じように子供もつらかったのだと思います。

このように子供とのコミュニケーションがスムーズにいかず、親子の会話を楽しむことはありませんでした。1番の心配は、子供の言葉を覚えるのが遅くなるのではないかということでした。ですから、私の両親は聞こえますので、時々子供を親に預けて、言葉の指導をしてもらいました。子供たちに親から言葉の指導をしてもらいました。

子供たちが成長していき、子供の言うことが少しわかるようになり、会話ができるようになりました。これは聾学校で受けた教育が十分ではなく、私自身が日本語をしっかりと獲得できておらず、そのために子供の言っている言葉の意味を理解できず、会話ができなかったのだと思います。

一般的に聾者は、高等部まで教育を受けても、文章力は小学校二、三年程度と言われていました。子供が幼いころに、聞こえる親と同じように絵本を読んであげることができませんでした。また、テレビの内容を尋ねられても、正しく答えられなかったりしたこともありました。保護者会で、また、家庭訪問のときに、手話通訳をお願いすると、子供が嫌がりましたので、通訳に来てもらうことはほとんどありませんでした。

今、聴覚障がい者として不安に感じていることは、災害が起きたときに情報が正確かつ迅速に伝わるか、私たちに届くのかということが心配です。災害が起きたときに、テレビの緊急放送に字幕がなければ、何が起きたのか、私にはわかりません。

また、行政主催の講演会等に参加したときでも、内容が把握できるように手話通訳者や要約筆記をつけてください。

聴覚障がい者といってもさまざまです。手話で育った人もいれば、手話を知らないまま

育った人もいます。言葉の覚え方もいろいろです。手話は言語と認められ、守られるべきだと思います。

終わります。

馬場委員長 ありがとうございます。

それでは委員の方の質疑に入っていきたいと思いますが、ございましたらお願いいたします。

井上委員 済みません、素人の質問で恐縮ですけれども、手話ができるまで、どのくらい訓練すればできますかということと、それと職員採用の中で、こういういわゆる手話をされる方の採用の条件というのは、大分県下であるのか、どこか。そういう条件があれば、そういうのが、採用試験があるときには、手話が優先的にそういったことを、試験を受けるときに非常に条件になれば、資格を持った人が職員にもなれるのかなど、そういう感じがしますけれども、ちょっとその辺の情報をまだ得てないんですけれども、わかり次第に何か情報があれば知らせていただきたいと思います。（「済みません、こちらの方にマイクを使っていただいでよろしいでしょうか」と言う者あり）

手話通訳するのに1人前というか、大体何年ぐらいかかるのかなということをお聞きしたいと思います。大変難しいんだというふうになれば、それなりにまた対応もあろうかと思えますけれども、そういう意味で聞いたわけです。

それと、いわゆる県職員とか、そういう行政職の採用するときの条件として、そういったものを条件としている県、大分県以外——大分県の採用の条件に入っているかどうか分かりませんが、ほかの県の状況がわかれば、知らせていただければありがたいと思います。

河野大分県聴覚障害者協会施設長 まず、手話講習会についてお話しいたします。

今は、1年間で手話奉仕員ですね。手話通訳というものになると、それ以上になりますね。2年、3年ぐらいです。勉強してもすぐにできるとは限りません。

職員の採用についてですが、県外のいろいろな状況については、ちょっと把握をしておりますませんが、よろしいでしょうか。

井上委員 はい、結構です。後で私も調べます。

堤副委員長 大分の堤といいます。先ほど聾学校の中で手話の授業がないと、本当に恥ずかしいんですけども、初めてそれを知りました。そこに通う子供たちは、手話だとか、そういうのは先ほど講習会か何かで学ぶのかなというふうに思いますし、あとは県のほうに手話の授業を要請をすとか、そういうことは協会として、これまでやってきたんでしょうか、それを教えてください。

西村大分県聴覚障害者協会理事長 私が昔、聾学校に通っていたときは、先生たちは手話を全くできませんでした。口話だけ、口だけで話していました。

職員の中に2つあって、本当に手話、先生たちから手話を禁止という状況がありまして、口話だけ、口だけでしゃべれというふうに言われました。卒業して、社会に出て、口話が必要だということだったんですけども、社会に出ても、やっぱり口話だけでは限界がありました。もともとやっぱり読み書きができることが先生たちの仕事だと思います。しゃべることだけでは、手話を使うことはおかしいということで、口話を主に教育させたのだと思います。

加藤大分県聴覚障害者協会理事 さっきお話しがあったように手話は禁止されていました。ほとんど口話だけで授業が進められ、私たちも口話だけでしていました。そのために授業の内容が全く理解できません。今の学校では、手話も添えて教育をしています。それで、子供たちも少し読み書きができるように、昔に比べたらできるようになってきたという状況です。

堤副委員長 今現在、手話の授業というのは聾学校の中にはあるのでしょうか、授業の一環としてということ。

河野大分県聴覚障害者協会施設長 今の聾学校には手話という科目はありません。口話を中心だったわけです。口話を見てもわからないまま、書いて筆談みたいな形で生活していたわけですが、手話という科目ができると、学校の中で手話という言語をきちんと身につけていくことができるし、それがほかの科目の中できちんと生かされていくと思います。きちんとその言葉が身につくことによって、ほかの勉強にもいい影響が出てくるのではないかと思います。

馬場委員長 本日は大変ありがとうございました。皆様のいろんなご意見をもとに、また委員会でも論議をして制定に向けての取り組みをしていきたいというふうに思います。

本日は大変ありがとうございました。

〔大分県聴覚障害者協会退室〕

馬場委員長 以上で本日の参考人への意見聴取は終了いたしました。

この際ほかにございませつか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 それではほかにはないようですので、大変お忙しい中、本日はありがとうございました。

これで本日の委員会を終わります。